

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】令和5年8月4日(2023.8.4)

【公開番号】特開2023-78341(P2023-78341A)

【公開日】令和5年6月6日(2023.6.6)

【年通号数】公開公報(特許)2023-104

【出願番号】特願2023-44746(P2023-44746)

【国際特許分類】

A 61K 31/527(2006.01)

10

A 61K 31/5377(2006.01)

A 61K 39/395(2006.01)

A 61K 45/00(2006.01)

A 61K 47/64(2017.01)

A 61K 51/04(2006.01)

A 61P 1/00(2006.01)

A 61P 11/00(2006.01)

A 61P 15/00(2006.01)

A 61P 35/00(2006.01)

A 61P 43/00(2006.01)

20

C 07D 487/20(2006.01)

【F I】

A 61K 31/527

A 61K 31/5377

A 61K 39/395 Y

A 61K 45/00

A 61K 47/64

A 61K 51/04 100

A 61P 1/00

A 61P 11/00

30

A 61P 15/00

A 61P 35/00

A 61P 43/00 121

C 07D 487/20

【手続補正書】

【提出日】令和5年7月26日(2023.7.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

40

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

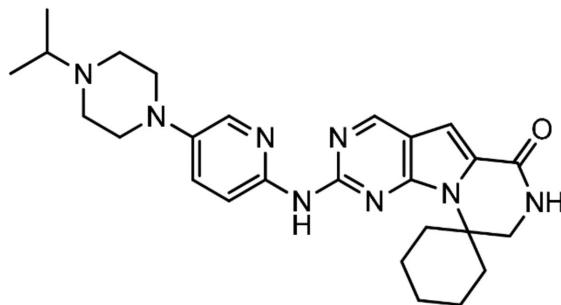
【請求項1】

それを必要とするヒトにおける網膜芽細胞腫タンパク質ポジティブ(Rb+)子宮癌の治療のための医薬組成物であって、

前記医薬組成物が、有効量の、以下の構造：

50

【化1】



10

のサイクリン依存的キナーゼ4/6(CDK4/6)阻害剤化合物又はその薬理学的に許容される塩を含んでなる、前記医薬組成物。

【請求項2】

前記医薬組成物が、経口投与される、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項3】

前記医薬組成物が、連続する24日以上の間、1日に少なくとも1回、前記ヒトに投与される、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項4】

前記医薬組成物が、連続する28日以上の間、1日に少なくとも1回、前記ヒトに投与される、請求項1に記載の医薬組成物。 20

【請求項5】

前記医薬組成物が、連続する35日以上の間、1日に少なくとも1回、前記ヒトに投与される、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項6】

前記医薬組成物が、1日に2回、前記ヒトに投与される、請求項3に記載の医薬組成物。

【請求項7】

前記医薬組成物が、1日に2回、前記ヒトに投与される、請求項4に記載の医薬組成物。

【請求項8】

前記医薬組成物が、1日に2回、前記ヒトに投与される、請求項5に記載の医薬組成物。 30

【請求項9】

前記医薬組成物が、有効量の少なくとも1つの付加的な化学療法剤をさらに含んでなる、請求項1に記載の医薬組成物。

【請求項10】

前記付加的な化学療法剤が、アナストロゾール、カルボプラチニン、シスプラチニン、ドセタキセル、ドキソルビシン、エベロリムス、イホスファミド、ゴセレリン、レトロゾール、酢酸ロイプロリド、メドロキシプロゲステロンアセテート、メゲストロールアセテート、パクリタキセル、リダフォロリムス、タモキシフェン、テムシロリムス、トレミフェン、トラスツズマブ又はこれらの組合せから選択される、請求項9に記載の医薬組成物。

【請求項11】

前記付加的な化学療法剤が、タモキシフェンである、請求項10に記載の医薬組成物。

【請求項12】

前記付加的な化学療法剤が、レトロゾールである、請求項10に記載の医薬組成物。

【請求項13】

前記付加的な化学療法剤が、アナストロゾールである、請求項10に記載の医薬組成物。

【請求項14】

前記付加的な化学療法剤が、トレミフェンである、請求項10に記載の医薬組成物。

【請求項15】

前記付加的な化学療法剤が、ゴセレリンである、請求項10に記載の医薬組成物。

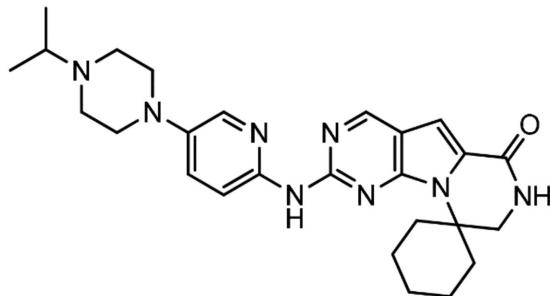
【請求項16】

40

50

ヒトにおける網膜芽細胞腫タンパク質ポジティブ (Rb+) プロゲステロンレセプターポジティブ (PR+) 乳癌の治療のための医薬組成物であつて、
前記医薬組成物が、有効量の、以下の構造：

【化2】



10

のサイクリン依存的キナーゼ4/6 (CDK4/6) 阻害剤化合物又はその薬理学的に許容される塩を含んでなり、

前記医薬組成物が、連続する24日以上の間、1日に少なくとも1回、前記ヒトに投与される、前記医薬組成物。

【請求項17】

前記医薬組成物が、経口投与される、請求項16に記載の医薬組成物。

20

【請求項18】

前記医薬組成物が、連続する28日以上の間、1日に少なくとも1回、前記ヒトに投与される、請求項16に記載の医薬組成物。

【請求項19】

前記医薬組成物が、連続する35日以上の間、1日に少なくとも1回、前記ヒトに投与される、請求項16に記載の医薬組成物。

【請求項20】

前記医薬組成物が、1日に2回、前記ヒトに投与される、請求項16に記載の医薬組成物。

【請求項21】

前記医薬組成物が、1日に2回、前記ヒトに投与される、請求項18に記載の医薬組成物。

30

【請求項22】

前記医薬組成物が、1日に2回、前記ヒトに投与される、請求項19に記載の医薬組成物。

【請求項23】

前記医薬組成物が、有効量の少なくとも1つの付加的な化学療法剤をさらに含んでなる、請求項16に記載の医薬組成物。

【請求項24】

前記付加的な化学療法剤が、タモキシフェンである、請求項23に記載の医薬組成物。

40

【請求項25】

前記付加的な化学療法剤が、レトロゾールである、請求項23に記載の医薬組成物。

【請求項26】

前記付加的な化学療法剤が、アナストロゾールである、請求項23に記載の医薬組成物。

【請求項27】

前記付加的な化学療法剤が、トレミフェンである、請求項23に記載の医薬組成物。

【請求項28】

前記付加的な化学療法剤が、ゴセレリンである、請求項23に記載の医薬組成物。

50